



# 令和7年度児童ホーム入室の御案内



## 1 児童ホームの概要

児童ホームは、保護者（父母・祖父母等）が就労、疾病等により昼間家庭にいない小学校の1学年から6学年までの児童について、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

## 2 児童ホームの名称及び入室先

- (1) 児童ホームは、別表に掲げるとおり、各小学校区に設置しています。
- (2) 別表のとおり一部の小学校には複数のホームを設置しています。どちらの児童ホームに入室するかについては市が指定します。

## 3 対象児童

小学校の1学年から6学年までの児童で、保護者等が就労、疾病等の理由により、昼間家庭にいない児童が対象です。

## 4 利用可能時間

- (1) 授業終了時から午後6時まで
- (2) 学校閉校土曜日及び夏季・冬季・学年末休業中は午前8時30分から午後6時まで  
（原則としてお子さんの退室時間が午後5時を過ぎるときは、安全面から保護者等成人の方によるお迎えが必要になります。また、土曜日及び夏季・冬季・学年末休業中は入室時間にかかわらず、保護者等成人の方が児童ホームまで送ってきていただきます。）

## 5 入室拡大時間

勤務等の状況により必要止むを得ない方に限り、次の拡大時間の利用ができます。

（原則前月の27日までに申込みが必要です。）

- (1) 午前8時から8時30分（土曜日、夏季休業中など）
- (2) 午後6時から7時00分

| 拡大時間帯 | 午前8時～午前8時30分<br>(土曜日、夏季休業中など) | 午後6時～午後7時     |
|-------|-------------------------------|---------------|
| 費用    | 800円/月                        | 800円（30分ごと）/月 |

## 6 閉室日

- (1) 日曜日・祝日及び休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) 地震、台風などにより、臨時休校又は登校後に中途集団下校が実施された場合  
※ただし、給食実施後、台風などのため集団下校が実施されたときは、原則として児童ホームを開室します。
- (4) 保護者等の引取りが実施される防災訓練の日
- (5) 運動会が実施される土曜日（中止の場合は、開室となります。）
- (6) その他市長が特に必要と認める日

## 7 支援員

各児童ホームに支援員を配置しています。支援員の配置人員については、入室児童数により異なりますが、原則として複数の支援員により対応いたします。

## 8 申込手続

- (1) 次に定める書類を入室受付期間中に、こども育成課窓口（市役所本庁舎3階）に持参してください。郵送での受付はできません。

ア 入室申込書（第1号様式）

イ 就労証明書（第2号様式）又は医師の意見書など

ウ 児童調査票（第3号様式）

◎ 家族の就労による入室申込のときは、同居（住民票、生計の別を問わず、また同一敷地を含む。）されている家族（父母・兄弟・60歳未満の祖父母）の就労証明書が必要です。

◎ 保護者等の病気による入室申込のときは、保護者等の病状等がお子さんの適切な保護をすることが困難である等の医師の見解が記載された書類を、また保護者等が他の家族を介護するための入室申込のときは、日常生活においてどの程度介護を必要とするかに関する医師の見解が記載された書類が必要です（写しで可）。

◎ 上記の必要書類は、父母が就労証明書で、祖父母が医師の意見書となるなど、家族の状況次第で両方が必要となる場合がありますので注意してください。

- (2) 各受付期間終了後も定員に満たない児童ホームについては、随時、受付期間に申込を受け付けます。
- (3) 提出書類に記載された内容に虚偽又は重大な誤りがあることが判明したときは、入室の決定を取り消すことがあります。
- (4) 入室期間は年度末までです。翌年度も入室を希望されるときは、新たに申込みが必要となります（入室保留を含みます。）。

## 9 入室受付

入室日は原則として、各月1日又は16日となります。

下記①～⑤のいずれの申請においても、入室審査を行います。各受付期間において、入室希望者が児童ホームの受入可能人数を超えた場合は、待機となります。

待機後、空きが出た際に、随時入室者と併せて審査を行い、入室が決定した場合には改めて承認通知を送付します。

### ① 4月入室一次受付（4月1日から利用を希望する場合）

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金）<br>平日 8時30分から17時15分<br>※令和6年11月9日（第2土曜日）及び令和6年11月24日（第4日曜日）も上記時間内にて受付を行います。 |
| 審査結果 | 令和7年2月下旬に郵送にて発送予定  |

## ② 4月入室二次受付（4月1日から利用を希望する場合）

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | 令和6年12月2日（月）～令和6年12月27日（金）<br>平日 8時30分から17時15分<br>※休日（土・日・祝日）は受付を行っていません。 |
| 審査結果 | 令和7年2月下旬に郵送にて発送予定   |

## ③ 随時入室受付（4月1日から利用を希望する場合）

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | 令和7年1月6日（月）～令和7年3月10日（月）<br>※休日（土・日・祝日）は受付を行っていません。 |
| 審査結果 | 令和7年3月17日～21日頃に発送予定                                 |

## ④ 随時入室受付（4月16日以降の利用を希望する場合）

|      |  |                   |
|------|--|-------------------|
| 受付期間 | 令和7年3月11日（火）～随時<br>※休日（土・日・祝日）は受付を行っていません。 |                   |
| 受付日  | 入室希望月の前月10日まで                              | 入室希望月の前月25日まで     |
| 審査結果 | 入室希望月の前月15日～20日頃に発送予定                      | 入室希望月の1日～5日頃に発送予定 |
| 入室日  | 毎月1日付けの入室                                  | 毎月16日付けの入室        |

## ⑤ 夏季休暇のみの入室受付

広報はだの及び市ホームページで別途お知らせします。（6月1日頃から申込みを受け付ける予定）

### 10 入室審査

入室審査基準に基づき、決定いたします。

### 11 利用料等

- (1) 利用料 月額5,000円（3か月滞納した場合は退室していただきます。）
- (2) おやつ代（保護者が徴収） 月額2,000円
- (3) 傷害、賠償保険料 年額800円（手数料除く）
- (4) その他保護者が必要と認める経費

※傷害、賠償保険料は退室後、年度内に再度入室される場合は、保険料のお支払いは不要です。

## 12 利用料の減免

次のいずれかに該当する場合、利用料が減免となります。

- (1) 入室児童の属する世帯が生活保護の規定による保護をうけているとき。(100%)
  - (2) 入室児童の属する世帯の令和6年度分の市町村民税が非課税のとき。(100%)
  - (3) 入室児童の属する世帯の令和6年度分の市町村民税所得割額が非課税のとき。  
(50%)
  - (4) 入室する児童を養育する者が児童扶養手当法に規定する児童扶養手当を受給している又は入室する児童が秦野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例に規定する医療費の助成を受けているとき(50%)
  - (5) 1世帯につき2人以上の児童を入室させた場合の2人目以降の児童(50%)
- ※(1)～(4)の理由により減免を受ける方は、毎年度市役所こども育成課に申請が必要で  
す。

## 13 昼食

学校給食がないときは、お弁当・水筒を持たせてください。

※学校で配付される予定表をよく確認してください。

## 14 入室に当たり準備するもの

タオル・着替え・上履き・連絡用ノート等が必要となりますが、持ち物は、児童ホームごとに異なりますので、保護者説明会等で確認してください。

※持ち物には、必ず氏名を記入してください。

## 15 その他の注意事項

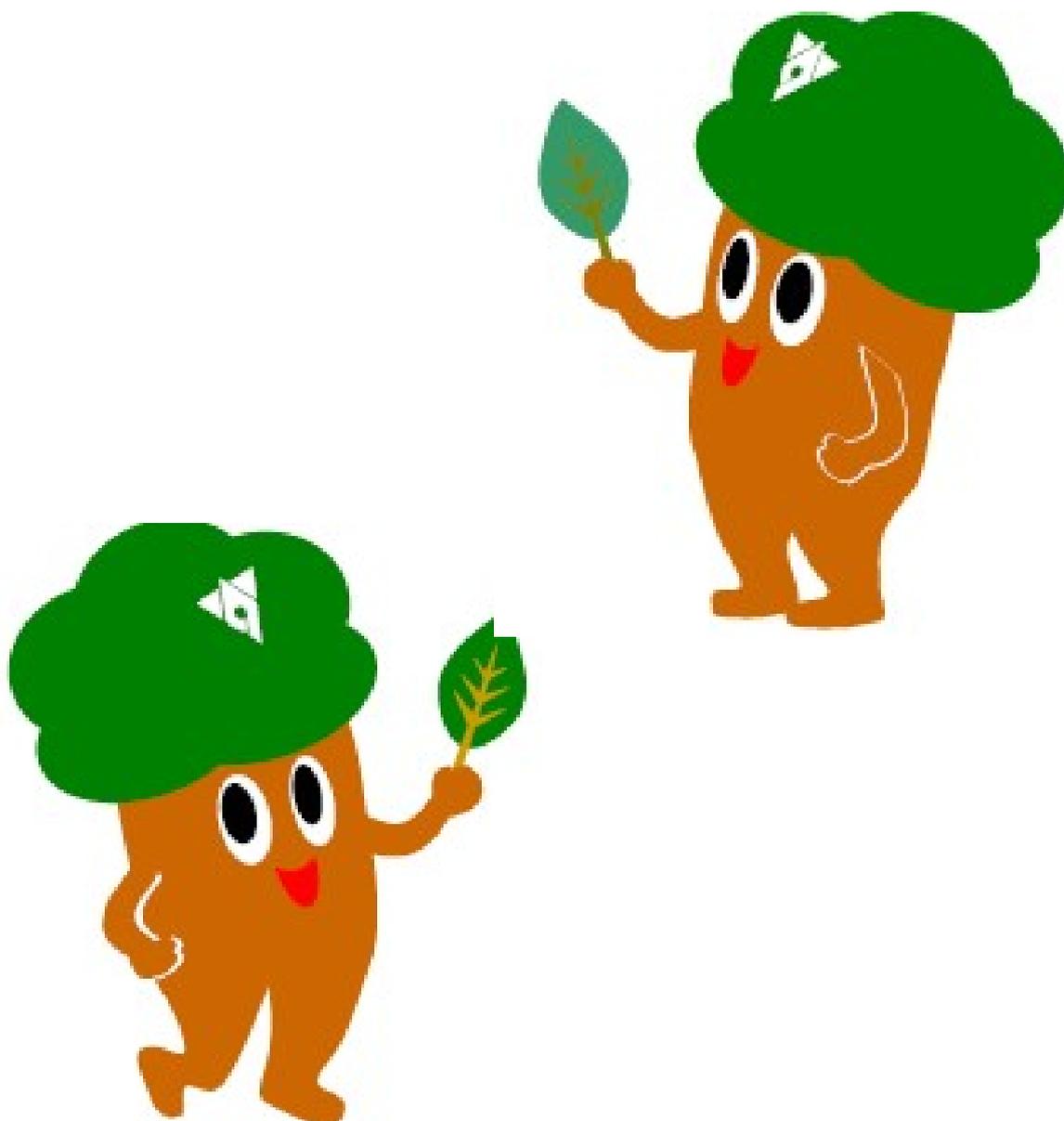
- (1) 児童ホームへの入室については、お子さんの意思が重要な部分を占めています。入室申込前に必ずお子さんと話し合ってください。
- (2) 児童ホームでの生活にあたり、特別な支援が必要と思われる場合は事前に市役所こども育成課へご相談ください。内容によっては対応できない場合があります。
- (3) 児童ホームに入室した児童の保護者等は、ホームごとに組織されている保護者会に加入していただきます。年間3回から5回程度、会議を開催しておりますので、必ず出席してください。
- (4) 住所、勤務先等に変更が生じたときは、速やかに市役所こども育成課又は支援員に連絡してください。関係書類を再提出していただきます。
- (5) お子さんを欠席、早退させるときは、必ず支援員に連絡してください。
- (6) 児童ホームでの生活中に、外出することはできません。
- (7) 連絡用ノートは、必ず提出してください。
- (8) 登校後、中途集団下校が実施された場合は児童ホームも閉室となります。帰宅時間が早まりますので十分注意してください(給食実施後の台風等のための集団下校時を除く。)
- (9) お子さんが学校の備品などを破損したときは、原則としてそのお子さんの保護者等に修理代を負担していただきます。
- (10) 児童ホーム開室日であっても保護者等が休務日のときは、特別な事情が無い限り、お子さんは授業終了後そのまま帰宅していただきます(授業が無い日は、自宅で過ごしていただくこととなります。)
- (11) 児童ホームを退室や休室するときは、5日前までに届出用紙を各児童ホームへ提出してください(届出用紙は、各児童ホームにあります)。

退室及び休室日によっては、利用料が減額になる場合があるので、各児童ホームへご相談ください。

(12) 児童ホームが利用できるのは、原則として保護者の勤務時間中となります。勤務が終わり次第お迎えをお願いします。

(13) 変則勤務等での申込みについては、事前にご相談ください。

※その他申込みの際し、不明点や相談したい点などがありましたらご連絡ください。



別表（児童ホーム一覧）

| No. | 小学校    | 児童ホーム      | 住所        | 電話番号    |
|-----|--------|------------|-----------|---------|
| 1   | 本町小学校  | 本町第1児童ホーム  | 文京町1-5    | 81-1320 |
| 2   | 本町小学校  | 本町第2児童ホーム  | 文京町1-5    | 81-5550 |
| 3   | 南小学校   | 南第1児童ホーム   | 今泉699     | 81-3324 |
| 4   | 南小学校   | 南第2児童ホーム   | 今泉699     | 81-1676 |
| 5   | 南小学校   | 南第3児童ホーム   | 今泉699     | 81-2233 |
| 6   | 南小学校   | 南第4児童ホーム   | 今泉699     | 80-2929 |
| 7   | 南小学校   | 南第5児童ホーム   | 今泉699     | 81-5016 |
| 8   | 東小学校   | 東第1児童ホーム   | 寺山512     | 81-1641 |
| 9   | 東小学校   | 東第2児童ホーム   | 寺山512     | 84-1811 |
| 10  | 北小学校   | 北第1児童ホーム   | 菩提380     | 75-4630 |
| 11  | 北小学校   | 北第2児童ホーム   | 菩提380     | 75-4640 |
| 12  | 大根小学校  | 大根第1児童ホーム  | 南矢名4-29-1 | 76-3601 |
| 13  | 大根小学校  | 大根第2児童ホーム  | 南矢名4-29-1 | 76-3602 |
| 14  | 西小学校   | 西第1児童ホーム   | 並木町8-1    | 88-3048 |
| 15  | 西小学校   | 西第2児童ホーム   | 並木町8-1    | 88-1203 |
| 16  | 広畑小学校  | 広畑児童ホーム    | 下大槻174-4  | 78-0830 |
| 17  | 渋沢小学校  | 渋沢第1児童ホーム  | 渋沢上1-12-1 | 88-7191 |
| 18  | 渋沢小学校  | 渋沢第2児童ホーム  | 渋沢上1-12-1 | 88-7641 |
| 19  | 渋沢小学校  | 渋沢第3児童ホーム  | 渋沢上1-12-1 | 87-7557 |
| 20  | 末広小学校  | 末広第1児童ホーム  | 末広町6-6    | 82-5256 |
| 21  | 末広小学校  | 末広第2児童ホーム  | 末広町6-6    | 82-6488 |
| 22  | 末広小学校  | 末広第3児童ホーム  | 末広町6-6    | 38-7446 |
| 23  | 堀川小学校  | 堀川児童ホーム    | 堀川105-3   | 88-9807 |
| 24  | 南が丘小学校 | 南が丘第1児童ホーム | 南が丘4-1    | 82-8301 |
| 25  | 南が丘小学校 | 南が丘第2児童ホーム | 南が丘4-1    | 82-8901 |
| 26  | 南が丘小学校 | 南が丘第3児童ホーム | 南が丘4-1    | 82-8516 |
| 27  | 鶴巻小学校  | 鶴巻第1児童ホーム  | 鶴巻2240-1  | 78-7511 |
| 28  | 鶴巻小学校  | 鶴巻第2児童ホーム  | 鶴巻2240-1  | 78-7523 |
| 29  | 鶴巻小学校  | 鶴巻第3児童ホーム  | 鶴巻2240-1  | 78-7521 |
| 30  | 上小学校   | 上児童ホーム     | 柳川25-3    | 87-0150 |

令和6年10月1日現在

〔事務担当は、こども健康部こども育成課放課後児童担当です。〕  
 電話0463-86-6310（直通）